

柏福指内第44号
平成28年5月30日

社会福祉施設経営者 様

柏原市健康福祉部福祉指導監査課長

社会福祉施設最低基準等状況調査書（施設調書）の提出に
ついて（依頼）

日頃は、本市福祉行政の推進につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記のことにつきまして、社会福祉法施行規則第9条の規定により、本市の所
管する施設の状況を把握する必要がありますので、施設調書を下記のとおり柏原市福祉
指導監査課あて提出をお願いします。

記

1 提出書類

①施設調書（※）

②別紙「調書作成上の注意」に記載している必要書類

（※）施設調書については、様式の見直しを行っています。新様式にてご作成く
ださい。

2 提出方法

①メール、電子媒体又は紙媒体（※）

②郵送、持参またはメール

（※）紙媒体で提出される法人につきましては、今後、メールまたは電子媒体に
よる提出をされるようご検討をお願いいたします。

3 提出期限 平成28年6月30日（木）必着

4 通知文書及び関係資料掲載ホームページ

柏原市福祉指導監査課ホームページ

【社会福祉法人現況報告書及び社会福祉施設最低基準等状況調査書（施設調書）の提出及び公表について】

<http://www.city.kashiwara.osaka.jp/docs/2016052400017/>

（連絡先）

柏原市健康福祉部福祉指導監査課

電 話 072-971-5202

FAX 071-971-1801

（送付先）

〒582-8555

柏原市安堂町1-55

柏原市健康福祉部福祉指導監査課 へ

（メールアドレス）

fukushishido@city.kashiwara.osaka.jp